

平成29年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	10	府省庁名	厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（都市計画税・特別土地保有税、徴収規定、地方消費税）		
要望項目名	介護保険制度及び療養病床の見直しに伴う税制上の所要の措置		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 介護保険制度及び療養病床</p> <p>・ 特例措置の内容 社会保障審議会介護保険部会等において見直しの検討を行っており、その結果を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。</p>		
関係条文	[]		
減収見込額	[初年度] 精査中 (-) [平年度] - (-) [改正増減収額] - (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 65歳以上の高齢者数は、現在3,420万人であるが、2042年のピーク時には3,878万となることが予測されているなど、今後も介護需要の増加が見込まれており、介護保険制度の持続可能性の確保のための改革を推進する必要がある。 また、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年度を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムを推進する必要がある。 また、療養病床の見直しについては、「介護療養型医療施設」及び「医療療養病床のうち、医療法上の看護師及び准看護師の人員配置が4対1未満の病床」について平成29年度末にその設置期限を迎えることから、その後の取扱いを定める必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性 「介護保険制度の持続可能性の確保」及び「地域包括ケアシステムの推進」を図るため、介護保険制度及び療養病床の見直しについて、社会保障審議会介護保険部会等において検討を行い、検討結果に基づき平成29年通常国会に関連法案を提出する場合、それに伴い、所要の税制改正を行う必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅹ 「高齢者ができる限り自立し、生きがいをもち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること」 施策大目標Ⅹ-3 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること 施策目標Ⅹ-3-2 介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	介護保険制度改正及び療養病床の見直しに伴う税制上の所要の措置により、介護保険制度等の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり、介護サービス基盤の整備を図る。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	介護保険給付の対象となる社会福祉事業の用に供する固定資産に係る固定資産税、都市計画税 非課税措置 居宅サービス等の消費税非課税措置 等
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	介護保険制度の改正による税制上の所要の措置を講じることは、被保険者やその家族、介護保険サービス事業者の税負担の均衡を図る点からも必要であり、本要望の措置は妥当であると考ええる。 また、療養病床の見直しに伴う税制上の所要の措置を講じることは、平成29年度末にその設置期限を迎える「介護療養型医療施設」及び「医療療養病床のうち、医療法上の看護師及び准看護師の人員配置が4対1未満の病床」のその後の取り扱いについて、円滑に実施する必要があることから、本要望の措置は妥当であると考ええる。 また、税制上の措置を講じることで国民の保健医療の向上及び福祉の増進を実現することができる。
ページ	10—2	

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	介護保険制度に係る税制優遇については、今回同様、法改正に合わせて、平成 26 年度等に税制要望を行った。